

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年 3 月 30 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1700233号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1700125号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成13年3月1日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成13年3月及び同年4月の標準報酬月額については、19万円から24万円とする。

平成13年3月及び同年4月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成13年3月及び同年4月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のB社(現在は、C社)における平成13年5月1日から平成15年4月20日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成13年5月から平成15年3月までの標準報酬月額については、18万円から24万円とする。

平成13年5月から平成15年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成13年5月から平成15年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成13年3月1日から同年5月1日まで  
② 平成13年5月1日から平成15年4月20日まで

厚生年金保険の記録によると、A社及びB社における被保険者期間の標準報酬月額が、所持している給与明細書の金額よりも低く記録されている。

調査の上、請求期間①及び②の標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された給与明細書（写）により、請求者は、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額（24万円）に相当する報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は、平成13年3月及び同年4月について、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②のうち、平成13年5月1日から同年10月1日までの期間及び平成14年8月1日から平成15年4月20日までの期間について、請求者から提出された給与明細書（写）及び預金通帳（写）により、請求者は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額（24万円）に相当する報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②のうち、平成13年10月1日から平成14年8月1日までの期間について、上記給与明細書（写）により、請求者は、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる月において、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額より高い標準報酬月額（24万円）に相当する報酬月額の支払を受け、当該期間において、当該標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、平成13年5月から平成15年3月までの期間について、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、上記給与明細書（写）において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与明細書（写）において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成13年5月から平成15年3月までの期間に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700214 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700126 号

## 第1 結論

昭和 36 年 7 月 1 日から昭和 39 年 6 月 1 日までの期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 39 年 10 月 25 日から昭和 41 年 8 月 1 日までの期間について、請求者の B 社 C 工場 (現在は、D 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月 1 日から昭和 39 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 10 月 25 日から昭和 41 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間②が A 社における被保険者として記録されているが、同社には、請求期間①に勤務しており、請求期間②に勤務していたのは B 社 C 工場である。

調査の上、請求期間①は A 社、請求期間②は B 社 C 工場における被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録では、請求者は A 社において昭和 39 年 10 月 25 日から同年 41 年 8 月 1 日まで厚生年金保険の被保険者となっているところ、請求者は、自身が同社に勤務した期間は昭和 39 年 11 月に結婚する前の期間 (E 姓である期間) であったと主張している。

しかしながら、雇用保険の記録では、請求者は A 社において昭和 39 年 10 月 26 日に資格取得、昭和 41 年 7 月 25 日に離職となっており、上記のオンライン記録における厚生年金保険被保険者期間とおおむね一致している上、請求者が記憶する同僚 2 名のうち 1 名は、請求者について結婚後の姓 (F) しか知らないと回答しており、ほか 1 名は、オンライン記録によると請求期間①において同社の被保険者となっておらず、請求者の同社における厚生年金保険被保険者期間中である昭和 40 年 2 月に資格取得していることが確認できる。

また、請求者が記憶する同僚を含む複数の元従業員に照会したものの、請求者が請求期間①において A 社に勤務していたことについて具体的な回答を得ることができない。

さらに、A社は既に解散しており、同社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる事業主2名は、亡くなっている又は連絡先が不明のため、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間①に被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名はなく、健康保険の整理番号に欠番もない。

- 2 請求期間②について、上記のとおり、オンライン記録では、請求者は当該期間においてA社で厚生年金保険の被保険者となっているところ、請求者は、当該期間に勤務していた事業所はB社C工場であったと主張している。

しかしながら、請求者が記憶する同僚を含む複数の元従業員に照会したところ、請求者がB社C工場に勤務していたことは推認できるものの、請求者の入社時期及び退社時期について確認できる具体的な回答を得ることができない。

また、B社C工場の合併先であるD社は、B社C工場に係る書類の保管はなく、当時の状況を知る者もないため、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないと回答している。

さらに、請求者及び元従業員が、請求者と同じ部署で勤務していたとして名前を挙げた同僚は、B社C工場において厚生年金保険の被保険者となっていない。

加えて、B社C工場に係る厚生年金保険被保険者原票において、請求期間②に被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もない。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。